



令和8年度神奈川県地域職業訓練実施暫定計画 (求職者支援訓練)の修正について

- 1 認定上限値下方修正に伴う暫定計画の見直し
- 2 【修正】令和8年度における神奈川県地域職業訓練実施暫定計画(求職者支援訓練)
- 3 【修正】令和8年度神奈川県地域職業訓練実施計画(求職者支援訓練)策定方針

令和8年3月10日

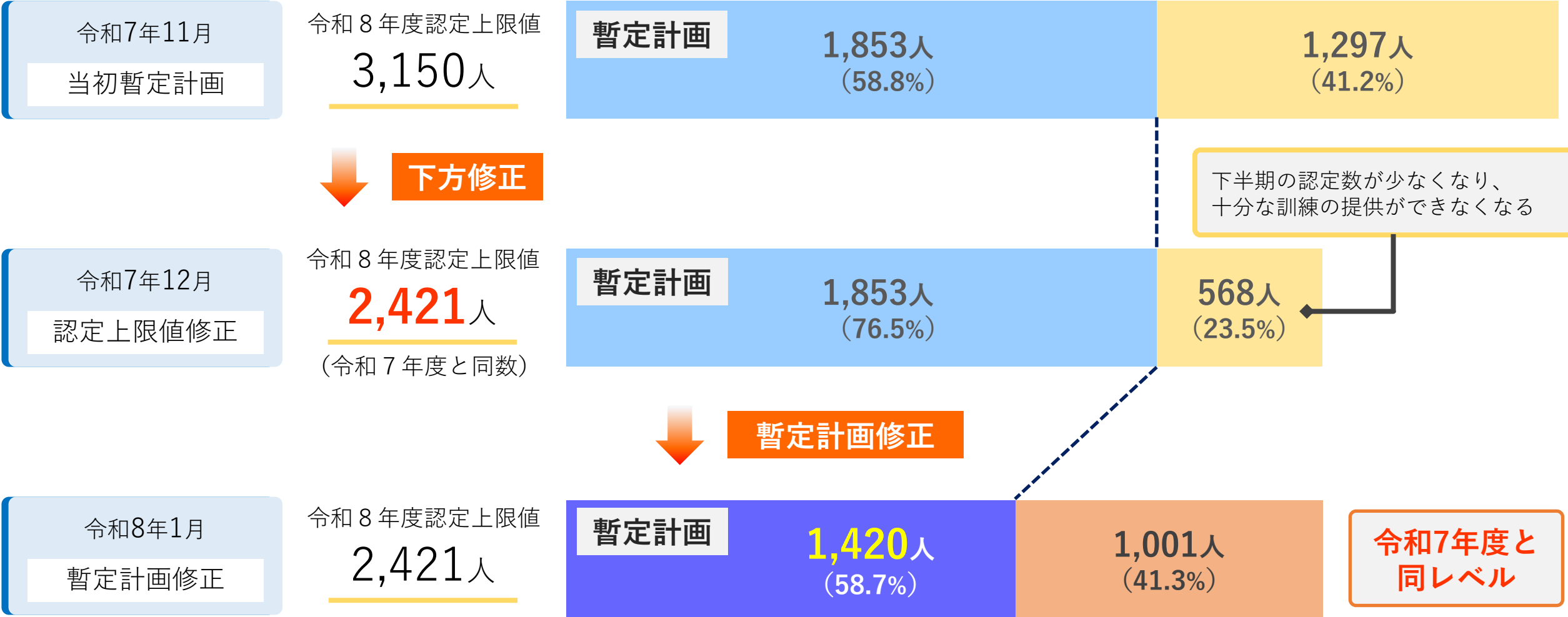
神奈川県労働局職業安定部訓練課



(愛称「ハロトレくん」)

認定上限値 下方修正に伴う暫定計画の見直し

— 令和8年度神奈川県地域職業訓練実施計画(求職者支援訓練) —



【修正】令和 8 年度における神奈川県地域職業訓練実施暫定計画—(案)—
(求職者支援訓練)

令和 8 年 1 月 5 日

1 令和 8 年度上半期における求職者支援訓練の実施規模と分野

- ・ 本暫定計画は特定求職者等に対して令和 8 年 4 月以降も切れ目なく職業訓練の機会を提供するため、令和 8 年 9 月までの暫定として求職者支援訓練を順次認定するために必要な事項を定めたものである。
- ・ 令和 7 年度の景気は、しばらく続いた持ち直しの動きに足踏みがみられ、原材料費等の高騰が雇用に与える影響に注意が必要な状況である。そのような中で、より一層非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティーネットとしての機能が果たせるよう、また、雇用保険受給者がより自らの就職に必要な能力の開発や向上に適した訓練を受けることが出来るよう、必要な訓練機会を提供するため、年間の訓練認定規模~~3, 150~~**2, 421**人※を上限とすることを想定し、計画期間中は~~1, 853~~**1, 420**人を上限とする。

※政府予算案決定前の段階における暫定的な想定規模である。

- ・ 訓練の種類としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の 70%）。
- ・ その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向を踏まえたものとする。
- ・ また、コース設定の要件緩和等を踏まえて、地域の関係機関と連携し、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定を推進する。
- ・ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

		訓練認定規模
基礎コース		591 454 人
実践コース		1, 262 966 人
デジタル系		407 311 人
（うち IT）		（うち IT： 264 202 人）
（うち Web デザイン）		（うち Web： 143 109 人）
介護系		204 155 人
医療事務系		116 88 人
その他		473 364 人
分野共通枠		62 48 人

- 1) その他分野とは、販売・営業・経理事務系、アロマ、ネイルアート、機械CAD、建築CAD等。
 - 2) eラーニングコースについては、認定規模の20%程度を上限とし、各月の定員数及び認定分野については、神奈川県労働局と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部との協議により認定する。
 - 3) 分野共通枠は、実践コースの毎月の各分野認定規模の上限を超えて認定申請がされる場合、超える申請部分を共通枠で認定するもの。
- ・ 上記のうち、新規参入枠は次のとおりとする。

	訓練認定規模
基礎コース	30%
実践コース	30%

- 注 申請対象期間の認定数を超える認定申請がある場合は、
- イ 新規参入枠については、職業訓練の内容や質等が良好なものから認定する。
 - ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ※ 新規枠は必ず設定することとするが、ある認定単位期間で実績枠に余剰人員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。
- ハ 実践コースにおいて設定された訓練分野において、当該訓練分野の訓練コースが認定されなかった場合の定員は、同一認定単位期間の「その他」分野への振替も可とする。
 - ニ 地域ニーズ枠の設定は、上記、各訓練認定規模の内数として実施し、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期などを踏まえて設定する。但し、訓練認定規模の20%以内とする。また、地域ニーズ枠の対象となる地域は、平塚所、小田原所及び松田公共職業安定所の管轄地域とし、eラーニングコースについては、対象外とする。

2 認定単位期間

- ・神奈川県においては、訓練機会を均等に付与するため1か月を単位として区分し認定する。
- ・認定単位期間ごとの具体的な定員は、過去の受講希望者数を参考に各月に振り分けることとする。
- ・なお、認定申請受付期間については、神奈川県労働局のHP及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部のHPで周知する。

3 計画期間

- ・計画期間は、令和8年4月1日から令和8年9月30日までとする。

4 計画の改定

- ・この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

【修正】令和8年度神奈川県地域職業訓練実施計画(求職者支援訓練)策定方針

項目		令和7年度 神奈川県地域職業訓練実施計画策定方針	令和8年度 神奈川県地域職業訓練実施計画策定方針
1	訓練規模・就職率目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練規模(認定上限値) 2,421人 ※厚生労働省からの配分 ○ 雇用保険適用就職率目標 基礎コース58% 実践コース63% ○ 認定定員のうち、508人はデジタル分野において認定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練規模(認定上限値) 2,421 3,150人 ※厚生労働省からの配分(案) ○ 雇用保険適用就職率目標 基礎コース60 58% 実践コース63% ○ 認定定員のうち、508 66+人はデジタル分野において認定
2	基礎と実践の割合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース 30% 726人 ○ 実践コース 70% 1,695人 <p>※実践コースのうち、eラーニングコースについては、20%を上限とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース 30% 726 945人 ○ 実践コース 70% 1,695 2,205人 <p>※実践コースのうち、eラーニングコースについては、20%を上限とする</p>
3	実践コースの訓練分野別の割合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実践コース 1,695人 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル系 508人(30%) <ul style="list-style-type: none"> うちIT分野 339人(20%) WEBデザイン系 169人(10%) ・介護系 339人(20%) ・医療事務系 169人(10%) ・その他 594人(35%) ・共通枠 85人(5%) <p>※実践コースの訓練分野毎の訓練認定規模を超えた認定申請があった場合には、全ての分野に適用可能な「共有枠」を用いた認定を行う。 (実践コースの訓練実施計画規模以内での運用となる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実践コース 1,695 2,205人 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル系 508 66+人(30%) <ul style="list-style-type: none"> うちIT分野 339 44+人(20%) WEBデザイン系 169 220人(10%) ・介護系 339 44+人(20%) ・医療事務系 169 220人(10%) ・その他 594 77+人(35%) ・共通枠 85 11+人(5%) <p>※実践コースの訓練分野毎の訓練認定規模を超えた認定申請があった場合には、全ての分野に適用可能な「共有枠」を用いた認定を行う。 (実践コースの訓練実施計画規模以内での運用となる。)</p>

項目		令和7年度 神奈川県地域職業訓練実施計画策定方針	令和8年度 神奈川県地域職業訓練実施計画策定方針
4	新規参入枠の割合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース 上限値30% ○ 実践コース 上限値30% <p>※新規枠は必ず設定し、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定期間内で新規枠へ振り替えることも可能とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース 上限値30% ○ 実践コース 上限値30% <p>※新規枠は必ず設定し、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定期間内で新規枠へ振り替えることも可能とする。</p>
5	地域ニーズ枠の設定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース又は実践コースで少なくとも1コース設定 ○ 特定の地域：県西部地域（平塚、小田原、松田公共職業安定所の管轄内） ○ 訓練認定規模の20%以内 <p>※eラーニングコースは対象外とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース又は実践コースで少なくとも1コース設定 ○ 特定の地域：県西部地域（平塚、小田原、松田公共職業安定所の管轄内） ○ 訓練認定規模の20%以内 <p>※eラーニングコースは対象外とする</p>
6	その他 対象者の特性、訓練 ニーズに応じた職業訓 練の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学卒未就職者、生活困窮者、短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者などに対する職業訓練を別枠として特出せず、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練を実施する場合には、各コースの内数として実施する 	同左